平成２２年（フ）第２７２５号
札幌市北区屯田５条８丁目３番18号
債務者　桑原　和哉
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１１７号
札幌市東区伏古１条２丁目４番27―306号
債務者　松井　理恵（旧姓中鉢）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０７号
札幌市東区北33条東７丁目２番１号　サニーハイツ202号
債務者　角　　年明
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３８号
札幌市中央区北４条西12丁目１番地44　ライオンズマンション植物園前301号
債務者　小林　慶理
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３９号
札幌市中央区北４条西12丁目１番地44　ライオンズマンション植物園前301号
債務者　小林有紀子（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７６号
札幌市南区中ノ沢５丁目２番13号
債務者　三上真理子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７７号
札幌市清田区清田１条２丁目５番56号
債務者　地家　正俊
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７８号
札幌市清田区清田１条２丁目５番56号
債務者　地家　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２８５号
札幌市西区西野５条８丁目13番16号
債務者　葛西菜穂美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９６号
札幌市白石区北郷２条４丁目６番46号　ビックバーンズ北郷Ⅲ Ｂ―401号
債務者　佐藤　陽美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０２号
札幌市手稲区明日風５丁目18番20号
債務者　葛西　浩之
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３１３号
札幌市北区新琴似７条10丁目１番24号　シャルマンＡ―101号
債務者　住友久美子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２０号
札幌市豊平区美園５条６丁目２番25号　ＡＭＳ56―101号
債務者　藤田　太郎
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５３号
北海道石狩郡当別町北栄町29番地22
債務者　矢野　洋美（旧姓加藤・上郡山）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８４号
札幌市北区篠路６条６丁目９番８号
債務者　田鎖　　悟
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９５号
札幌市手稲区曙５条３丁目19番17号
債務者　滝澤　方子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４２号
札幌市東区北44条東２丁目３番５―102号
債務者　久保田和幸
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４４号
札幌市手稲区前田５条８丁目１番33―108号
債務者　森田　　智
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部